

平成18年度

# 定期監査結果報告

建設経済部 土木課

田川市監査委員

田監第 132 号の 4  
平成 19 年 6 月 6 日

田川市議会議長 原 口 秋 良 様

田 川 市 長 伊 藤 信 勝 様

田川市監査委員 村 上 耕 一

田川市監査委員 加 藤 秀 彦

#### 定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を実施し、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を決定したので提出します。

目 次

建設経済部 土木課 ..... 2

## 1 監査の対象

建設経済部 土木課

## 2 監査の範囲

平成18年4月1日から平成19年1月末日までの財務等に関する事務の執行

## 3 監査の期間

平成19年2月20日から平成19年6月1日まで

## 4 監査の方法

平成18年4月1日から平成19年1月末日までの財務等に関する事務の執行が、関係法令に従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、事前に監査資料の提出を求め関係文書等を検査するとともに、担当職員からその執行状況の説明を聴取する方法で実施した。

## 5 監査の結果

事務執行の一部については改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後十分研さんされ、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、監査の結果の各事項は次のとおりである。

## 建設経済部 土 木 課

### 1 公用車による管内出張について

本課は、前回の定期監査において公用車による管内出張の大半に出張命令がないことが指摘されていた。

今回、管内出張命令票と運転日誌及び出勤カード等を照合して検査した結果、管内出張する際には管内出張命令票による命令が行われており、前回の定期監査での指摘事項は改善されていた。

しかし、年次有給休暇等取得日に管内出張命令が行われているものが見受けられたので、これについて事情を聴取したところ、出張日等の記入誤りであることがわかった。

これらの記入誤り等を防ぐため、また出張者の事務的負担を軽減するためにも、運転日誌の様式を含め改善を検討されたい。

### 2 旅行命令について

監査対象期間中の旅行命令について提出資料に基づき旅行命令書を検査した結果、旅行命令書中の用務と実際の出張用務に相違するものが見受けられた。

旅行命令書の用務については、出張者の用務を十分把握して記載されたい。

### 3 出張復命書について

出張復命書について監査対象期間中の旅行命令に伴う出張復命書を検査した結果、作成された復命書は良好な事務処理であった。

### 4 時間外勤務命令について

時間外勤務について時間外勤務命令票と出勤状況を照合して検査した結果、適正な事務処理であった。

### 5 年次有給休暇消化簿等について

本課は、前回の定期監査において年次有給休暇残日数の差引誤りが指摘されていたところであるが、年次有給休暇消化簿等の記載状況について、年次有給休暇消化簿及び休暇経伺簿を検査した結果、良好な事務処理であった。

なお、平成18年8月からは、人事給与システム（勤休管理システム）が導入されている。これについて「出勤簿」及び「超過勤務・休日勤務および夜間勤務命令簿」を検査した結果、適正に処理されていた。

## 6 資金前渡事務について

本市会計事務規則では、「資金前渡を受けた職員は、支払義務の発生後速やかに適正な支払をなし、その支払完了後7日以内に精算書を作成し、証拠書類を添え市長の決裁を経て会計管理者に送信しなければならない。」とされている。

監査対象期間中の資金前渡事務について、提出された資料によりその精算書（整理票）を検査した結果、資金前渡の精算は定められた期間内に行われ、良好な事務処理であった。

## 7 財産管理について

### (1) 備品管理

本課所管の備品管理事務について備品台帳から抽出して検査した結果、備品等の配置図が作成されているため台帳との照合も容易にでき、良好な事務処理であった。

### (2) 資材倉庫・水防倉庫及び樋門・樋管の維持管理

本課所管の倉庫等の維持管理について検査した結果、関係書類、図面等も整備され良好な管理状況であった。

## 8 証紙収入について

工事請負契約、市道認定、占用証明等の交付手数料は、田川市証紙条例に基づき証紙により徴収することとされている。

この徴収事務について同条例施行規則に定められた証紙貼付簿を検査した結果、手数料と証紙の金額は合致し、また、主管課長の決裁印及び消印等の手続きも適正に行われており良好な事務処理であった。

## 9 道路認定路線網図販売収入について

本課では、道路認定路線網図を申請に基づき販売している。この販売収入について検査した結果、路線網図の管理台帳が未整備のため図面残数等が確認しがたい状況であったので、速やかに管理台帳の整備を行い遺漏のない管理を要望する。

## 10 水門等の操作委託契約について

本課所管の水門等の操作委託について検査した結果、契約書中の条項ずれや、契約書にある水門管理簿の提出が行われていないこと等が見受けられたので、適正な事務処理を要望する。

## 11 工事請負契約等について

田川市監査委員規程第 9 条による通知の対象外の工事請負契約及び業務委託契約について抽出して検査した結果、おおむね良好な事務処理であった。

なお、検査した契約の中に田川市契約事務規則第 27 条第 1 項第 3 号の規定により契約保証金を免除としているものがあるが、起案等でこの免除の根拠を確認できるものが添付されていなかった。今後、この免除の根拠が確認できる関係書類の添付等を検討されたい。

## 12 郵便切手の管理について

本課においては、国土調査室のみが郵便切手を使用している。この郵便切手の管理状況について検査した結果、受払簿に使用目的、使用残等が正確に記帳され良好な事務処理であった。

## 13 道路等の占用事務について（法定外公共物を含む）

本課の管理する道路等の占用許可について、平成 19 年 1 月末日までの新規受付分について占用許可申請書及び収入状況等を検査した結果、占用許可申請書に申請年月日の記載がないものや連帯保証人の記載のないものが見受けられたので、規則に基づいた適正な事務処理を行われたい。

また、占用料の徴収事務については、滞納者に対し督促を行う等の滞納整理を行っているが、高額かつ長期滞納者が見受けられるので、早急に納入するよう指導されたい。